

テレワークをめぐる最近の動きについて

テレワークに関する府省連携について

平成 28 年 6 月 10 日
総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省

1. 関係府省の役割分担

- (1) 総務省は、ICT 活用による社会変革実現の観点から、テレワーク導入による働き方改革を推進するとともに、とりまとめの主務官庁の役割を担う。
- (2) 厚生労働省は、多様な働き方の実現の観点から、雇用面におけるテレワーク導入支援や普及啓発に努める。
- (3) 経済産業省は、企業価値向上の観点から、テレワークの導入拡大による生産性上昇や経営改革の推進に努める。
- (4) 国土交通省は、都市部への人口・機能の過度の集中による弊害の解消と地域活性化等の観点から、テレワークの普及・促進への取組を実施。
- (5) 上記四省は、(一社)日本テレワーク協会と連携し、産官学による「テレワーク推進フォーラム」を活用し、テレワークの普及啓発に努める。
- (6) 内閣官房及び内閣府は、上記四省と連携し、一億総活躍社会やワークライフバランスの実現、国家公務員のテレワーク導入等を推進する。

2. 関係府省連絡会議の開催

テレワークに関する府省連携を強化するため、関係府省連絡会議を開催し、テレワーク推進に向けた各府省の取組の共有や連携施策の検討・推進を行う。

(事務局：総務省情報流通行政局情報流通振興課)

構成員は、以下のとおりとする。

(政務)

総務省： 総務副大臣 (議長)

厚生労働省： 厚生労働副大臣

経済産業省： 経済産業副大臣

国土交通省： 国土交通副大臣

(事務)

内閣官房： 内閣審議官 (IT 総合戦略室 室長代理)

内閣府： 官房審議官 (男女共同参画局担当)

総務省： 政策統括官 (情報通信担当)

厚生労働省： 労働基準局長

経済産業省： 官房審議官 (商務情報政策局担当)

国土交通省： 官房審議官 (都市担当)

テレワーク月間の取組

平成 28 年 11 月 17 日

9 月 27 日（火） テレワーク関連府省連絡会議（副大臣会議）

10 月 5 日（水） テレワーク月間への取組協力依頼文書（4 省及び内閣官房・内閣府連名）を発出

（地方公共団体（都道府県経由）、経済団体（経団連、経済同友会、商工会議所等）、学術団体（テレワーク学会経由）、

=====テレワーク月間=====

4 省副大臣によるテレワーク月間周知動画の配信

（政府広報HP, 各府省HP, テレワーク月間HP、下記イベント会場等）

テレワーク月間のポスター及びチラシを配布

11 月 1 日（火） **テレワーク学会シンポジウム**

11 月 4 日（金） **経団連・総務省主催テレワークシンポジウム**

11 月 17 日（木）**「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」合同会議（内閣府）**

11 月 28 日（月）**テレワーク関係 4 省主催シンポジウム及び総務省・厚生労働省合同表彰式**

（※）このほか、11 月中にテレワーク月間に賛同する企業等において様々なイベント等を予定しているほか、テレワーク月間と連携し、民間企業主導で広く企業・地方自治体等にテレワークの実践を呼びかける先行的な取組として、日本マイクロソフト株式会社による「働き方改革週間」（10 月 17 日（月）～21 日（金）、実績：賛同法人 833 者）が実施された。

平成 28 年 10 月 5 日

平成 28 年度「テレワーク月間」へのご協力をお願い

平素から、テレワークの普及推進に当たり、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できるテレワークは、育児中の方、高齢者、障害者など様々な方がそれぞれの生活スタイルに合わせ柔軟な働き方が可能になることや、都会でも地方でも同じように働くことが可能になることから、「地方創生」や「一億総活躍社会の実現」に寄与するものとして、さらに「働き方改革」による生産性向上に有効な手段として、注目されています。

昨年より、テレワーク関係府省（総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・内閣官房・内閣府）では、11 月を「テレワーク月間」として、テレワークに関する周知・啓発を集中的に実施する月としており、本年さらにこの取組を強化したいと考えています。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨にご賛同いただき、テレワーク推進に向け、別紙記載事項によるご協力の程、よろしくご協力申し上げます。

〇〇〇〇 御中

総務省・厚生労働省
経済産業省・国土交通省
内閣官房・内閣府

平成 28 年「テレワーク月間」(11 月)においてご協力いただきたいこと

1 ご協力いただきたいこと

貴団体及び関係団体に対して、以下のいずれかについて、ご協力をお願い致します。

(1) テレワークに関する情報発信

- ① テレワーク月間に賛同する旨を告知するとともに、対外的に周知。
- ② テレワークの取組について、プレスリリースや SNS 等で発信。
- ③ ホームページや SNS アカウント、デジタルサイネージ等の周知手段がある場合は、「11 月はテレワーク月間です。」等のメッセージを流して、テレワーク月間を周知。

(2) テレワークの実施等

- ① 11 月を中心にテレワーク実施の強化月間、週間等を設け、職員が集中的にテレワークを実施・体験できる機運を醸成する。特に、管理者やテレワークの経験がない職員に対しては、テレワークを体験的に実施する機会を設ける。さらに、これらの取組について、アンケート等でその効果を把握する。
- ② テレワーク未導入の場合は、テレワークの導入検討や、試行体験の機会を設ける。

上記活動内容を「テレワーク月間サイト」(<http://teleworkgekkan.org/>)に登録

2 お問い合わせ先

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室 TEL:03-5253-5751

厚生労働省労働基準局勤労者生活課 TEL:03-3502-1589

経済産業省商務情報政策局サービス政策課 TEL:03-3580-3922

国土交通省都市局都市政策課都市環境政策室 TEL:03-5253-8398

内閣官房 IT 総合戦略室 TEL: 03-3581-3466

内閣府男女共同参画局推進課 TEL: 03-6257-1359

(参考)

政府方針等

- ・世界最先端 IT 国家創造宣言 (平成 28 年 5 月 20 日閣議決定)
- ・「日本再興戦略」改訂 2016 (平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定)
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定)
- ・ニッポン一億総活躍プラン (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2015 改訂版) (平成 27 年 12 月 24 日 閣議決定)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 (平成 27 年 9 月 25 日閣議決定)
- ・日本経済団体連合会「「豊かで活力ある日本」の再生- Innovation & Globalization -」(2015 年 1 月 1 日)
- ・経済同友会 「若者に魅力ある仕事を地方で創出するために」(2016 年 3 月 23 日) 等

参考サイト

- テレワーク推進フォーラム (<http://www.twp-forum.com/>)
- 総務省テレワーク関係サイト
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm)
- テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞
(<http://kagayakutelework.jp/>)
- 国土交通省テレワーク関係サイト (<http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/>)
- 一般社団法人日本テレワーク協会 (<http://www.japan-telework.or.jp/>)



ICT
で繋がる

在宅
で働く

モバイル
ワーク

テレワークで実現する働き方改革

11月はテレワーク月間



テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、産業界、学識者で構成）では、2015年より11月を「テレワーク月間」と定め、テレワークの認知向上を図るとともに、テレワークの活用を推奨し、働き方の多様性を広げる運動を推進しています。

テレワーク月間



2016年テレワーク月間の締めくくりとして、表彰式（総務大臣賞・厚生労働大臣賞）、基調講演、パネルディスカッション、個別相談会等、テレワークのさらなる普及拡大に向けた総合イベントを開催します。

11/28(月)

13:30~17:00

『働く、が変わる』
テレワークイベント開催

参加費無料

主催	総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
共催	テレワーク推進フォーラム
日時	11月28日(月) 13:30~17:00 (開場13:00)
会場	御茶ノ水ソラシティ
事務局	03-5577-4572 (一般社団法人日本テレワーク協会に委託)

テレワーク
を知る



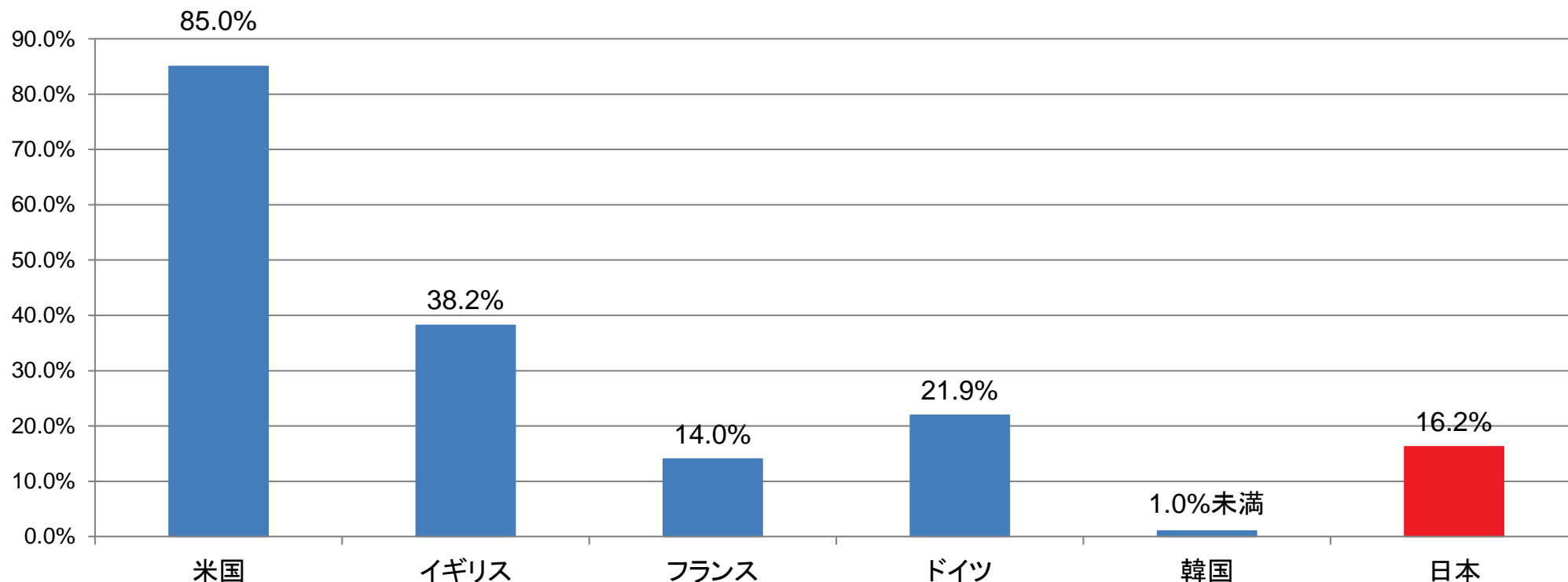
テレワーク推進に向けた政府の取組について

平成28年11月



- 米国では9割に近い企業等でテレワークが導入されている。
- EU諸国では、イギリスが約38%、フランスが約14%の企業等が導入している。
- アジアでは、日本や韓国は導入率が低い。

テレワーク企業導入率



※米国: Survey on workplace flexibility 2015, WorldatWork

イギリス・フランス・ドイツ: European Company Survey on Reconciliation of Work and Family Life 2010

韓国: 韓国情報化振興院「2015情報化統計集」(全事業者367万社のうち、スマートワーク(テレワーク)を運営している事業者は3万5千社(1.0%未満))

日本: 総務省「平成27年通信利用動向調査」(従業員数100人以上の企業)

テレワークの普及促進に向けた政府全体の連携

- 2020年までに、「テレワーク導入企業を2012年度比で3倍」、「週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上」とする政府目標を設定。
- それぞれの役割分担の下、関係府省が連携を取りながらテレワーク関連施策を推進。

現状把握

○テレワークの実施状況やテレワーカーの意識・実態等に関する調査を実施【国土交通省】

○テレワーク推進に関する政府目標を設定し、「世界最先端IT国家創造宣言」等に記載【内閣官房IT室】

環境整備

○テレワーク導入の阻害要因の解消に向け、業種・業務、職制、企業立地などを踏まえ、様々なタイプのニーズに応じたモデルを構築するための実証事業を実施【総務省・厚労省】

適正な労働条件の検証（厚労省）

- ✓ 人事評価など労務管理上の課題について検証

ICT環境の技術的課題の検証（総務省）

- ✓ セキュリティ対策、マネジメント・コミュニケーション等における技術的課題について検証

普及展開

意識改革

- 女性活躍、ワークライフバランスを推進
- 国家公務員のテレワーク導入を推進【内閣官房・内閣府】

ノウハウ支援

- テレワーク導入の専門家を企業へ派遣
- 相談センターによる助言等を実施【総務省・厚労省】

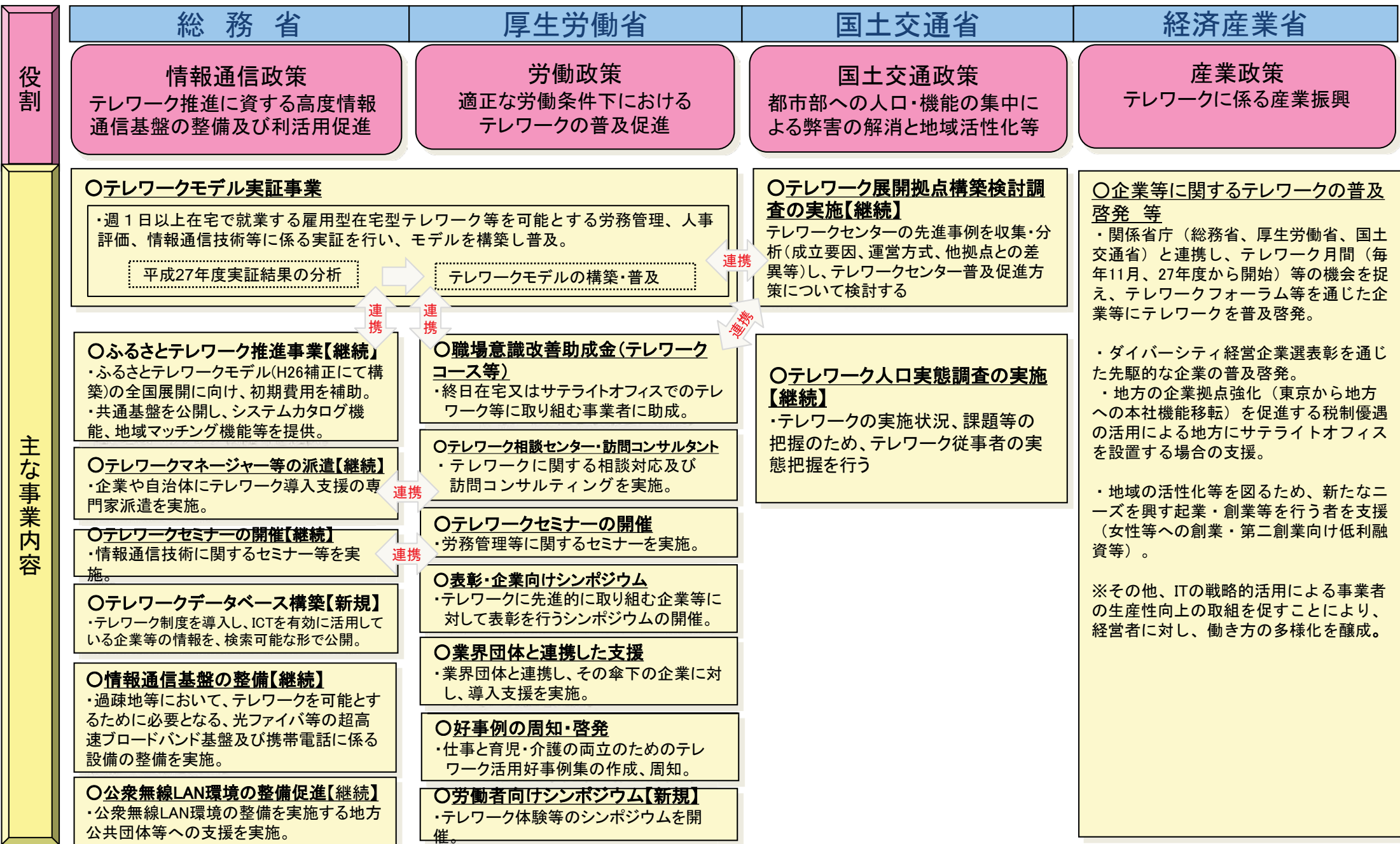
導入補助

- 民間企業等に対して導入機器等の費用を助成【厚労省】
- ふるさとテレワークの導入を補助【総務省】

周知・啓発

- 普及セミナー開催
- 好事例集作成・周知
- テレワーク推進フォーラム(官民)との連携【関係4省等】

テレワーク関係省庁における平成28年度の主な予算等施策の概要



テレワーク施策に関する政府の方針①

【参考1】

●世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定)

II-3-(3)-② 地方創生の実現

テレワークによるワークライフバランスの推進、業務効率化、生産性向上、地方創生等の観点から、関係府省庁においてテレワーク導入の課題を共有し、課題解決に資するよう各種テレワーク推進施策の連携を図りつつ効果的な措置を検討。特に、国家公務員が率先してテレワークに取り組み、テレワークが社会全体に普及するよう、府省庁における実態を調査し、取組事例とともにその結果を公表。また、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」の全国への本格展開を推進。

●日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)

2-2. 働き方改革、雇用制度改革

i) 働き方改革の実行・実現

① 生産性の高い働き方の実現

更なる働き方改革を推進し、生産性の高い働き方を実現するためには、個人が「就社」意識から脱却し、職の選択に当たり、職場に長時間拘束されず、能力や個性に応じた専門性を磨き、自らの価値を最大限引き出せる職場か否かを重要な考慮要素とする考え方が社会の中で一層浸透することが重要である。このため、労働時間や人材育成等に関する企業の取組・実績の見える化を更に進めるための方策について検討を進める【後掲】(「Ⅲ-2-2-ii)労働市場での見える化の促進」において詳細記載)。また、働き方改革に関して様々な形で好事例の収集・公表が行われているが、労働時間削減のみでなく、生産性を向上させ、収益の拡大につながるという視点も踏まえたものへと充実させていく。また、テレワークのような柔軟な働き方について、企業の生産性向上に貢献する在り方を調査分析・公表すること等により、活用促進を図る。

加えて、「全産業の生産性革命に向けた労働・金融連絡会議」を開催するとともに、雇用創造政策に対する地域金融機関等の助言等の取組を推進するなど、関係省庁が連携しながら、経営管理改善・雇用管理改善双方に取り組む企業等を一体的に支援していくことにより、地域中堅・中小企業の労働生産性向上の加速化や、成長産業における人材確保等を図る。

テレワーク分野に関する政府の方針②

【参考2】

●世界最先端IT 国家創造宣言工程表(平成28年5月20日 IT戦略本部決定)

実施スケジュール (3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決)

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
(3) IT活用による諸課題の解決に資する取組 ② 地方創生の実現	実証事業、課題抽出のための調整【総務省、厚生労働省】			ITを活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業【総務省、厚生労働省】			テレワーク推奨モデルの本格的構築・普及			・テレワーク導入企業数 ・雇用型在宅型テレワーカー数10%以上 ・女性就業率の向上 ・テレワーク導入企業数 ・雇用型在宅型テレワーカー数の割合 ・ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化	
	ニーズの把握、課題整理、具体的施策の検討【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】(再掲)			・ICTを活用し、地方でも都会と同じように働ける環境を実現することで、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」の推進や普及展開等 ・地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用等【総務省、経済産業省等】(再掲)							
	普及に関するニーズの把握、課題整理、必要な見直し【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】			週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等に向けた課題解決策の検討による具体的な普及促進、啓発活動【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】 ・在宅勤務導入支援のための専門家派遣 ・在宅勤務制度の導入・促進に係る好事例の収集・周知、相談等の実施【総務省・厚生労働省】 ITスキル習得の支援、セミナーの開催等の普及促進、啓発活動【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】 「在宅勤務ガイドライン」などの周知・啓発、在宅就業者や発注企業等への支援【総務省、厚生労働省】							
	国家公務員のテレワークに係るロードマップの策定【内閣官房、全府省庁】			「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策の実施【内閣官房、全府省庁】(再掲)							
	実態把握、調査・分析手法等の検討【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】			テレワークの普及状況の把握・定量的分析(雇用型在宅型テレワーク、テレワーク導入企業数)【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】							
	ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、地方公共団体に対するオンライン提供に向け、平成25年12月に導入マニュアルをハローワークインターネットサービスに公表【厚生労働省】			利用者付システム改善等			ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、地方公共団体に対するオンラインでの提供【厚生労働省】				ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化【厚生労働省等】(再掲) 雇用のマッチングと成長産業へのシフト
	求職者情報の提供に関するニーズの把握【厚生労働省】			労使、有識者からの意見を踏まえた課題整理、具体的施策の検討【厚生労働省】			システム改善等				
	ハローワーク業務・システムの見直し【厚生労働省】			システム改善等			ハローワーク求職情報の民間人材ビジネス、地方公共団体等に対する提供【厚生労働省】				
	ハローワーク業務・システムの見直し【厚生労働省】			システム改善等			ハローワーク求職情報の民間人材ビジネス、地方公共団体等に対する提供【厚生労働省】				

【参考3】(自)テレワーク推進特命委員会「テレワークを活用した効率的で多様な働き方の実現に向けて」の概要

- 昨年12月より計9回特命委員会を開催し、平成26年5月の提言をベースに、時代の変化を踏まえた新たな提言を策定。
- 本提言では、テレワークを従来通り柔軟な働き方を実現して働き手へのメリットあるものと位置付ける一方、さらなる普及を進めるため、**企業における生産性向上のメリットに注目した。**
- また、**①雇用型の大企業や官庁におけるテレワーク**と、**②地方におけるテレワーク**の2分野を強力に推進してその波及効果を最大化するとともに、**③企業におけるBPR (Business Process Reengineering) の実施**によりテレワーク導入を後押しすることを求めている。

テレワークの定義等

- **テレワークとは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方**を指し、性別や年齢、障がいの有無、都市部か地方かなどにかかわらず、様々な方の多様な生活スタイルに応じた働き方を可能にするものである。
- **第一段階を、テレワーク利用の裾野を広げる段階**とし、テレワーク活用環境整備、機運醸成を進める一方、**第二段階を、企業がBPRを進める中でテレワークを実施する段階**とし、業務の大部分がテレワークで実施可能な状態を目指す。
- 新たな評価指標 (KPI) を策定し、共通の指標によるテレワークの全国的な実態の把握、目標の設定を行う。

テレワークの普及・活用に向けた政策的優先事項(主なもの)

○ 大企業におけるテレワーク普及促進

- ・ トップのイニシアティブによるテレワークの推進、管理者自らによるテレワークの実施
- ・ 育児・介護従事者に限らず、テレワークが可能なすべての人を対象とした推進
- ・ 適正な労務管理・ガイドラインの見直し (スムーズな職場復帰を進めるための育児休業中の在宅勤務 (80時間以内) を実施可能なガイドラインの整備、子育て中の労働者のための深夜労働に関する規制の見直し検討 等)
- ・ セキュリティ確保方策の周知
- ・ 各省のテレワークに関連する表彰等の連携の検討、テレワークの推進の国民運動化 等

○ 地方におけるテレワーク普及促進

- ・ 自治体でのテレワークの普及を推進、地方や中小企業におけるクラウドの活用によるテレワークの導入の先行事例の公表
- ・ ふるさとテレワークの全国展開/日本版CCRC
- ・ 地方版ハローワークにおけるテレワークの活用 等

○ BPRの実施によるテレワークの推進

- ・ BPRの先行事例周知
- ・ テレワークの導入を前提とした柔軟な働き方のマネジメント・評価の導入、働き方改革による時間当たりの生産性の向上 等

○ その他

- ・ 各府省大臣によるトップダウンでの国家公務員テレワークの推進、自民党本部内の会議資料配付の電子化に向けた検討
- ・ 国や地方自治体、企業における共通の目標を掲げた上で、さらに取組を加速する方策が必要な場合に「テレワーク推進法 (仮称)」の策定を検討 等